

国立大学法人富山大学契約職員及びパートタイム職員の給与に関する規則

平成 17 年 10 月 1 日制定 平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正 平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正 平成 21 年 5 月 28 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正 平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 4 月 23 日改正 平成 27 年 3 月 25 日改正
平成 28 年 2 月 22 日改正 平成 29 年 1 月 24 日改正
平成 30 年 2 月 27 日改正 平成 31 年 1 月 29 日改正
平成 31 年 3 月 27 日改正 令和元年 12 月 24 日改正
令和 2 年 11 月 30 日改正

(目的)

第 1 条 国立大学法人富山大学契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）第 14 条及び国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則第 14 条の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）に雇用される契約職員及びパートタイム職員（以下「契約職員等」という。）の給与に関する事項については、他に規定する場合を除きこの規則の定めるところによる。

(給与の決定)

第 2 条 契約職員等の給与は、次に掲げる区分のとおりとする。

- (1) 専門職本給表及び技能職本給表適用者に相当する契約職員等の月給又は時間給については、別表 1（専門職本給表及び技能職本給表相当の基準単価表）に定める額とする。ただし、免許又は資格を必要とする専門的業務に従事させるため雇用する場合は次号の定めによるものとする。
- (2) 教育職本給表（次号に該当する場合を除く。）及び医療職本給表適用者に相当する契約職員等の月給又は時間給については、国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）に定める基準に準じて算出された本給相当額（別表 2（最高号給）に掲げる範囲内とする。）を基礎として、次に掲げる算式により算出した額（円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、特別の事情があると認められる場合の月給又は時間給については、学長が別に定めることができる。

契約職員（月給）

$$\frac{(\text{本給相当額} + \text{地域手当相当額}) \times 12 \times 7.75}{52 \times 38.75} \times 244 (\text{年間労働日数}) \div 12$$

パートタイム職員（時間給）

$$\frac{(\text{本給相当額} + \text{地域手当相当額}) \times 12}{52 \times 38.75}$$

- (3) 研究員の月給又は時間給については、別表3（基本年俸表）に定める基本年俸に基づき支給する。契約職員の月給は、基本年俸の12分の1の額とし、1日当りの給与額は次に定める計算式により算出される額（円未満の端数は切り捨てる）とする。日割計算及び端数計算について必要な事項は、職員給与規則を準用する。パートタイム職員の時間給は次に定める計算式により算出される時間給（円未満の端数は切り捨てる）とする。なお、基本年俸の額は、契約職員等が所属する部局の長が当該契約職員等の学歴・研究歴・業績及び予算を勘案して算定し、学長が決定する。また、特別の事情があると認められる場合の基本年俸の額は、学長が別に定めることができる。

$$\text{契約職員（1日当りの給与額）} = \frac{\text{（基本年俸の額）}}{\text{年間所定労働日数}}$$

$$\text{パートタイム職員（時間給）} = \frac{\text{（基本年俸の額）}}{\text{年間所定労働日数} \times 7.75}$$

- (4) 非常勤講師，保健管理センターの学校医，カウンセラー，スクールカウンセラー，学校薬剤師及び環境クリーンスタッフの単価は別表4（非常勤講師等の単価），学長特別補佐，学長補佐及び学長特命補佐の単価は別表4の2（学長特別補佐等の単価）に定める額とする。
- (5) ティーチングアシスタント，リサーチアシスタント，短時間勤務医師，大学院短時間勤務医師及び大学院当直医師の単価は，別表5（TA，RA等の単価）に定める額とする。
- (6) 委員，顧問若しくは参与の職にある者又はこれらに準ずる職にある者については，学長が別に定める。
- 2 前項第1号及び第2号に規定する契約職員に，期末手当，勤勉手当及び退職手当を支給する場合におけるその者の本給相当額は，同項第1号に規定する契約職員については次表に掲げる級・号給の額，同項第2号に規定する契約職員については，同項第2号に規定する「職員給与規則に定める基準に準じて算出された本給相当額」とし，期末手当，勤勉手当については，職員給与規則第26条及び第27条により算出した額を，また，退職手当については，契約職員就業規則第21条により算出した額をそれぞれ支給する。

区 分	本給表	級・号給
前項第1号に規定する職員	専門職本給表相当	1級9号給
	技能職本給表相当	1級33号給

- 3 第1項第2号に規定する契約職員等のうち，職員給与規則第22条に規定する職員と同様の職務を行うものと認められる者については，その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる本給の調整額を合算した額を，月給又は時間給の算出の基礎となる額に加算する。

（雑則）

第3条 この規則に規定するもののほか、契約職員等の給与の決定・支給に関し必要な事項は、職員給与規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に契約職員等として在職し、平成18年4月1日に同職種かつ同労働時間数の契約職員等として雇用された者に対する日給又は時間給は、第2条の規定に基づく額が施行日の前日に受給していた日給又は時間給の算出の基礎となった本給相当額を施行日の前日の職員給与規則に規定に基づく本給相当額に切り替えて第2条の規定で算出される額（以下この項において「経過措置の額」という。）に達しないこととなる職員には経過措置の額を支給し、第2条第2項の本給相当額は、前日の職員給与規則の規定に基づき切り替えた本給相当額を用いる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年5月28日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、「職員給与規則第26条及び第27条に規定する額を、」とあるのは「職員給与規則第26条、第27条及び平成21年5月28日附則第2条に規定する額を、」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日施行国立大学法人富山大学契約職員及びパートタイム職員の給与に関する規則附則第2項の適用を受ける契約職員の月給額については、同項に基づき算出した経過措置の日給額に244（年間労働日数）を乗じた額を12で除して得た額とする。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 6 月及び平成 27 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当の第 2 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定の適用については、平成 28 年 2 月 22 日改正前の職員給与規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 6 月及び平成 28 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当の第 2 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定の適用については、平成 29 年 1 月 24 日改正前の職員給与規則を準用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号、第 4 号別表第 4 及び第 5 号については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年 6 月及び令和元年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当の第 2 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定の適用については、令和元年 12 月 24 日改正前の職員給与規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当の第 2 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定の適用については、令和 2 年 11 月 30 日改正前の職員給与規則を準用する。

別表 1（専門職本給表及び技能職本給表相当の基準単価表）

本給表 区分	職員区分	月給及び時間給（円）
専門職 本給表	契約職員	149,650
	パートタイム職員	950
技能職 本給表	契約職員	163,270
	パートタイム職員	1,030

備考

この表の適用を受ける職員が、職員給与規則第 22 条に規定する職員と同様の職務を行うものと認められる者については、契約職員については 6,600 円、パートタイム職員については 30 円にその者に係る調整数を乗じて得た額を月給又は時間給の額に加算する。

別表 2（最高号給）

職 種	級・号給
教育職（三）相当職	教育職本給表（三）2 級 42 号給
医療職（一）相当職	医療職本給表（一）2 級 49 号給
医療職（二）相当職	医療職本給表（二）2 級 65 号給
教務補佐員	教育職本給表（一）1 級 57 号給

別表3（基本年俸表）

号給	基本年俸（円）	相当職
1	1,986,000	助教相当
2	2,368,800	
3	2,750,400	
4	3,133,200	
5	3,514,800	
6	3,896,400	
7	4,315,200	
8	4,731,600	
9	5,149,200	
10	5,565,600	講師・助教相当
11	5,984,400	
12	6,399,600	准教授・講師相当
13	6,816,000	
14	7,234,800	教授・准教授相当
15	7,651,200	
16	8,068,800	教授相当
17	8,485,200	
18	8,902,800	

別表4（非常勤講師等の単価）

区 分	時間給（円）
学部・大学院等非常勤講師	5,510
附属学校非常勤講師	2,290
附属学校英語担当講師（外国人）	3,530
連携教授 連携准教授	7,860
講師（客員教授）	7,860
学校医	2,740
カウンセラー	5,510
スクールカウンセラー	5,510
学校薬剤師	2,510
環境クリーンスタッフ	848

別表4の2（学長特別補佐等の単価）

区 分	日給（円）
学長特別補佐	25,000
学長補佐	22,000
学長特命補佐	18,000

別表5（TA・RA等の単価）

区 分	時間給
ティーチングアシスタント	1,200円（博士）, 1,000円（修士）
リサーチアシスタント	1,200円 2,000円（競争的資金による 雇用の場合に限る。）
短時間勤務医師 大学院短時間勤務医師	（医師免許等取得後8年目以降） 1,860円 （医師免許等取得後7年目まで） 1,730円
大学院当直医師	（医師免許等取得後8年目以降） 1,860円 （医師免許等取得後7年目まで） 1,730円

備考

短時間勤務医師、大学院短時間勤務医師及び大学院当直医師のうち、医師免許又は歯科医師免許（「医師免許等」という。）取得後の年数の算定にあつては、当該免許を取得した年を1年目とし、当該年度の4月1日から起算する。